

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案に対し提出された意見と総務省の考え方
【意見募集期間：平成27年1月23日（金）～平成26年2月23日（月）】

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	全体	<p>インターFMは特に外国語を重視した放送であり、訪日外国人の聴取も想定されている。しかし海外と日本ではFM放送帯の周波数が異なり、現状の周波数では海外から持ち込まれた受信端末では聴取できない場合が圧倒的に多い。日本にはFM放送がないと誤認している外国人も露見される。そのような弊害を除去する意味で、当該周波数への移行は非常に望ましいものであると考える。</p>	<p>本告示改正案に賛成の意見として承ります。</p>
		<p>また、現状の周波数による北関東地域での県域局やコミュニティ局との混信問題も解決されるだろう。その際は横浜局(76.5MHz)を廃止して貴重な周波数資源の有効活用を希望したい。また、この周波数も北関東や周辺での混信を引き起こしている。昨年の電波伝搬実験で中継局が不要とされるレベルまで送信できていたと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>北関東地域での混信問題の解消と横浜局の廃止については別の問題と考えます。横浜中継局の廃止提案につきましては、今後、変更内容を見極めた上で検討して参ります。</p>
2	全体	<p>賛成いたします。外国語放送という性質上、アメリカ合衆国などにおける周波数帯にのみ対応したラジオでも聴取できることが重要であるためです。</p>	<p>本告示改正案に賛成の意見として承ります。</p>
		<p>ただし、FMラジオの周波数変更は聴取者側の対応が必須となるため、可能な限り長い期間で新旧周波数におけるサイマル放送を行い、聴取者への徹底的な周知を図る必要があると考えます。また、これに伴って旧周波数の使用期間をある程度延長させることなども含め、検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>混信が発生した場合であっても、テレビジョン放送とは異なり、移動受信によって聴取されることが多いため、アンテナ対策は不要となる場合が多いと考えられるため、対策期間はテレビジョン放送と比べて短期間とし、平成27年10月31日までとしました。また、聴取者に基幹放送局の周波数が変更されたことを周知する期間として、旧周波数の使用期限を平成27年10月31日までとしました。</p>
3	全体	<p>改正案に賛成します。くわえて、今回は「受信環境の悪化への対処」が前面に押し出されていますが、超短波FM放送の世界的な標準周波数帯が88～108MHzであることを鑑みれば、その範囲内の周波数に外国語放送を変波させることによって得られる利点も、無視し得ないものと考えます。すなわち、母国から受信機を持参する外国人来訪者による、受信機会の増大が期待できます。</p>	<p>本告示改正案に賛成の意見として承ります。</p>

		ところで、先行するV-Highマルチメディア放送において、(1)mmbi社が、事業計画時を400億円以上も上回る累積損失493億円(平成25年度末)に陥っている点、および、(2)8セグメント分が事業者の名乗りがなく空いている点、に立脚すれば、この状況下において別途V-Lowマルチメディア放送(当初実質所要6セグメント分)を開始することは、それらマルチメディア放送事業者の共倒れの危険性をさらに増長しかねないと考えます。くわえて、(1)NHK第一および第二放送あるいはAFN(米軍放送網)などのFM補完放送の可能性、および、(2)V-Lowマルチメディア放送において未だ事業開始の具体的な動きが伝えられない点を睨めば、「V-Lowマルチメディア放送むけとした周波数帯の、FM放送への割当の見直し」なども含めた、現実を直視した議論を期待します。	今後の施策の参考とさせていただきます。
			【個人】
4	全体について	首都圏の建築物高層化等により難聴地域が増加していることは理解できますが、首都圏だけでなく関西圏や他の地域においても建築物高層化等により難聴地域が増加傾向にあり、対策が必要と考えます。 今回、都市型難聴対策として受信環境改善のために周波数変更が示されていますが、どれだけの受信改善効果があるのか疑問です。	受信環境の改善のためには、送信点の変更等が有効と考えますが、周波数変更を行うことが適当と考えております。
	変更案 3基幹放送事業者の放送 (注)上段の周波数の使用は平成27年10月31日まで	移行期限が短期間となっておりますので、既存局との混信排除は早急に必要と考えます。	混信が発生した場合であっても、テレビジョン放送とは異なり、移動受信によって聴取されることが多いため、アンテナ対策は不要となる場合が多いと考えられるため、対策期間はテレビジョン放送と比べて短期間とし、平成27年10月31日までとしました。 また、聴取者に基幹放送局の周波数が変更されたことを周知する期間として、旧周波数の使用期限を平成27年10月31日までとしました。
			【株式会社FM802】
5	全体について	周波数76.1MHzから89.7MHzへの変更は、賛成します。 補足意見。実行輻射電力(ERP)も先発局となるべく同等にして、周波数有効利用の観点から横浜中継局の廃止もご検討下さい。	本告示改正案に賛成の意見として承ります。 外国語放送の放送対象地域は先発局とは異なります。受信者保護の観点から、外国語放送を行うべきそれぞれの放送対象区域において受信環境を適切に整えていただく必要があります。
			【個人】